

NO.

平成18年4月28日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

大阪府大阪市中央区内平野町3-2-5
企業年金連合会近畿地方協議会
会 長 大阪薬業厚生年金基金
理 事 長 小 西 信 一 郎

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行なわれた、実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 意 見

○平成16年の厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金を設立している企業が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、企業の代行部分に対する責任が根本的に変化した。このため、早急に退職給付会計基準における代行部分の取扱いを見直すべきである。

○具体的には、退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべきである。なお、現行の退職給付会計の枠組みで取扱うことが難しいのであれば、代行部分を対象から除外するなどの方法により、企業の負担の実態を反映したものとすべきである。

○また、本公開草案において示されている取扱いに基づいた場合、給付現価交付金の交付状況によって基金設立企業における財務の状況が変化しないにもかかわらず、毎期の退職給付費用が大きく変動することになる。このような取扱いは、企業の実態開示のあるべき姿からは大きく乖離しており、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することになる。

○以上のことから、本公開草案に対して強く反対する。また、代行部分についての取扱いの早急な見直しを要望する。

2. 理 由

○現行の会計基準を継続した場合、PBOが最低責任準備金を大きく上回っている現在の状況では、企業が決して支出することのないものを負債として認識することになるが、そのような取扱いは会計基準として全く妥当性を欠くものである。

○平成16年の法改正によって、厚生年金基金を設立している場合と設立していない場合とで財政の中立化が図られた。ところが、現在の会計基準では、厚生年金基金を設立している場合に過大な債務計上を行うことになるため、代行返上をすれば、会計上、多額の特別利益を計上できるという構造となっており、会計基準として不適切なものとなっている。

○このような問題が発生するのは、現行の会計基準が企業の負担の実態から大きく乖離したものであることにその原因がある。そのような基準に基づいた財務諸表が開示されるならば、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することになるため、早急に見直すべきである。

○また、今回の法改正によって創設された給付現価交付金は、その交付の有無によって厚生年金基金の財政状況は全く影響を受けるものではなく、当然のことながら基金設立企業における財務の状況にも何ら影響がないものである。

○ところが、本公開草案において示されている「当面必要と考えられる実務上の取扱い」に基づいた場合、給付現価交付金の交付状況によって毎期の退職給付費用が大きく変動することになる。

○このような取扱いは、企業の実態開示のあるべき姿からは大きく乖離しており、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することになるため、不適切である。

3. 見直す必要はないという考え方に対する反論

本公開草案の（参考）において、現行の会計基準を見直す必要があると主張する側からの意見と、見直す必要はないと主張する側からの意見がその理由とともに記述されている。見直す必要はないと主張する意見の理由のうち主なものに対する反論を以下に記す。

「今回の改正後においても、給付責任は従来どおり当該基金にある。」

(反論)

代行部分について、給付の支払を行うのは厚生年金基金であるが、平成16年の法改正によって、最低責任準備金を超える部分の財源調達責任は国にあることとなったため、企業が最低責任準備金を超えて負担を行うことはなくなった。

代行給付における厚生年金基金の立場は、規約型確定給付企業年金における生保・信託の立場（事業主が財源を負担するが、給付の支払は生保・信託が行う）と同様である。

よって、厚生年金基金が給付の支払を行うことを理由として、現行の取扱いを継続することは全く妥当性を欠くものである。

「退職給付会計基準意見書三三（1）なお書きの1.で示されたような実態の一部（1つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと）はこれまでと同様である。」

(反論)

資産が一体として運用されていること自体はそのとおりであるが、見直しを要望しているのは債務の評価方法についてであり、資産を区分計算することは必要ではない。

なお、意見書の当該部分においては、代行部分と加算部分とで同一の会計処理を適用する理由として、もう一つ「過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担していることが多い」という事項が挙げられているが、今回の法改正によって、代行部分について、最低責任準備金を超えて母体企業が負担することはなくなったことから、この理由は消滅している。以上のことから、資産の一体運用を理由として現行の取扱いを継続することは全く妥当性を欠くものであり、代行部分についての取扱いを見直す必要がある。

「もともと、退職給付会計基準では、例えば、退職一時金制度における要支給額など、退職給付に係る債務を支払予定額や決済価額（又はその現在価値）とするものではなく、退職給付のうち発生基準に基づき当期までに費用として計上された残高を退職給付債務としているため、会計上、過大計上とはいえない。」

(反論)

発生基準による債務及び費用認識が不適切であり過大計上となっているという主張に対して、発生基準に基づき費用計上された残高なので過大計上ではないと反論しているが、企業の負担の実態を踏まえれば、最低責任準備金を超える部分は決して支出されることのないものであり、債務の過大計上であることは明らかである。